

	<h1>鳥取県公報</h1>	平成 27 年 3 月 30 日 (月) 号外第 40 号
		毎週火・金曜日発行

目 次

- ◇ **公安規則** 鳥取県道路交通法施行細則の一部を改正する規則（2）（交通企画課）・・・・・・・・・・ 2

公安委員会規則

鳥取県道路交通法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成27年 3 月 30 日

鳥取県公安委員会委員長 松 本 典 子

鳥取県公安委員会規則第 2 号

鳥取県道路交通法施行細則の一部を改正する規則

鳥取県道路交通法施行細則（昭和35年鳥取県公安委員会規則第 8 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線及び太枠で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前						
<p>(軽車両の乗車又は積載の制限)</p> <p>第 8 条 法第57条第 2 項の規定による軽車両の乗車人員又は積載物の重量、大きさ若しくは積載の方法の制限は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>(1) 乗車人員の制限は、次のとおりとする。</p> <p>ア 2 輪又は 3 輪の自転車には、次に掲げる場合を除き、運転者以外の者を乗車させないこと。</p> <p>(ア)～(エ) 略</p> <p><u>(オ) 16歳以上の運転者が次の表に掲げる道路において、タンデム車（2つの乗車装置及びペダルが前後に並んだ構造を有する自転車をいう。）に運転者以外の者 1 人を乗車させる場合</u></p> <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">路 線 名</th> <th style="text-align: center;">区 間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>一般県道 鳥取河原 自転車道 線</td> <td>鳥取市江津地内鳥取市道江津 浜坂線と接続する地点から同 市国安地内一般国道53号と接 続する地点まで（同市天神町 地内古市橋を除く。）</td> </tr> <tr> <td>一般県道 倉吉東郷 自転車道 線</td> <td>倉吉市伊木地内倉吉大橋東詰 から東伯郡湯梨浜町はわい長 瀬地内湯梨浜町道北^{めい}浜中学 校新川線と接続する地点まで</td> </tr> </tbody> </table> <p>(カ) 略</p> <p>イ 略</p> <p>(2)～(4) 略</p> <p>別表第 1（第 3 条関係）</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 通行禁止の規制（カからコまでに掲げる車両</p>	路 線 名	区 間	一般県道 鳥取河原 自転車道 線	鳥取市江津地内鳥取市道江津 浜坂線と接続する地点から同 市国安地内一般国道53号と接 続する地点まで（同市天神町 地内古市橋を除く。）	一般県道 倉吉東郷 自転車道 線	倉吉市伊木地内倉吉大橋東詰 から東伯郡湯梨浜町はわい長 瀬地内湯梨浜町道北 ^{めい} 浜中学 校新川線と接続する地点まで	<p>(軽車両の乗車又は積載の制限)</p> <p>第 8 条 法第57条第 2 項の規定による軽車両の乗車人員又は積載物の重量、大きさ若しくは積載の方法の制限は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>(1) 乗車人員の制限は、次のとおりとする。</p> <p>ア 2 輪又は 3 輪の自転車には、次に掲げる場合を除き、運転者以外の者を乗車させないこと。</p> <p>(ア)～(エ) 略</p> <p>(オ) 略</p> <p>イ 略</p> <p>(2)～(4) 略</p> <p>別表第 1（第 3 条関係）</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 通行禁止の規制（カからコまでに掲げる車両</p>
路 線 名	区 間						
一般県道 鳥取河原 自転車道 線	鳥取市江津地内鳥取市道江津 浜坂線と接続する地点から同 市国安地内一般国道53号と接 続する地点まで（同市天神町 地内古市橋を除く。）						
一般県道 倉吉東郷 自転車道 線	倉吉市伊木地内倉吉大橋東詰 から東伯郡湯梨浜町はわい長 瀬地内湯梨浜町道北 ^{めい} 浜中学 校新川線と接続する地点まで						

については、一方通行及び指定方向外進行禁止の規制（一方通行以外の通行禁止の規制に関連する指定方向外進行禁止の規制を除く。）を除く。）の対象から除外する車両
 ア～ケ 略
 コ 次に掲げる車両で、公安委員会の指定を受け、当該用途のために現に使用中のもの
 (ア)～(キ) 略
 (ク) 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第19条の3第7項に規定する医療受給者証の交付を受けている者であって、同条第3項に規定する医療費支給認定に係る疾病が色素性乾皮症であるものが昼間（日の出から日没までの時間をいう。）において使用する車両

 (ケ)～(サ) 略
 (3)～(5) 略

別表第2（第7条の2関係）

路線名	区 間
略	
主要地方道 米子大山線	米子市二本木地内大山入口交差点から同市泉地内一般県道尾高淀江線と接続する地点まで
略	
一般県道淀江インター線	西伯郡大山町安原地内一般国道9号（山陰道）淀江インターチェンジから米子市淀江町今津地内今津交差点まで
一般県道尾高淀江線	米子市泉地内主要地方道米子大山線と接続する地点から同市淀江町小波地内米子市道小波上大高線と接続する地点まで
略	
鳥取市道千代水区画33号線	鳥取市千代水二丁目地内鳥取市道湖山商栄線と接続する地点から同市千代水二丁目地内鳥取市道千代水区画16号線と接続する地点まで
米子市道小波上大高線	米子市淀江町小波地内米子市道寺道線と接続する地点から同市淀江町小波地内一般県道尾高淀江線と接続する地点まで
米子市道寺	米子市淀江町小波地内米子市道亀

については、一方通行及び指定方向外進行禁止の規制（一方通行以外の通行禁止の規制に関連する指定方向外進行禁止の規制を除く。）を除く。）の対象から除外する車両
 ア～ケ 略
 コ 次に掲げる車両で、公安委員会の指定を受け、当該用途のために現に使用中のもの
 (ア)～(キ) 略
 (ク) 小児慢性特定疾患児手帳（児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5に規定する医療の給付を受ける者に対して支給される手帳で、その者に係る医療情報その他の事項の記載のあるものをいう。以下同じ。）の交付を受けている者であって、小児慢性特定疾患児手帳に記載された診断名が色素性乾皮症であるものが昼間（日の出から日没までの時間をいう。）において使用する車両

 (ケ)～(サ) 略
 (3)～(5) 略

別表第2（第7条の2関係）

路線名	区 間
略	
主要地方道 米子大山線	米子市二本木地内大山入口交差点から同市尾高地内尾高交差点まで
略	
一般県道淀江インター線	西伯郡大山町安原地内一般国道9号（山陰道）淀江インターチェンジから米子市淀江町今津地内今津交差点まで
略	
鳥取市道千代水区画33号線	鳥取市千代水二丁目地内鳥取市道湖山商栄線と接続する地点から同市千代水二丁目地内鳥取市道千代水区画16号線と接続する地点まで

道線	甲西尾原線と接続する地点から同 市淀江町小波地内米子市道小波上 大高線と接続する地点まで		
略		略	

附 則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。ただし、第8条の改正規定は、公布の日から起算して1月を経過する日から施行する。